

平成30年3月28日
経済産業省
産業保安グループ
電力安全課

電気事業法に基づく北九州事業対象地域の高濃度PCB含有電気工作物の廃止に向けた取組について

1. 高濃度PCB含有電気工作物の廃止に向けた取組

(1) 委託契約手続の早期着手に係る周知

使用中の高濃度PCB含有電気工作物（変圧器、電力用コンデンサー、遮断器などの12種類）については、電気事業法において、その廃止の期限の日を設定しているが、当該廃止の期限の日は、PCB特措法における廃変圧器等¹の廃棄の期限の日と同じ日となっている。また、PCB特措法では、廃変圧器等の所有者に対し、それが電気工作物であったかどうかにかかわらず、廃止及び廃棄の期限の日までに、当該廃変圧器等を自ら処分又は他人に処分を委託することを義務づけている。具体的には、廃変圧器等の所有者は、平成30年3月31日までに、JESCOとの間で処理契約を締結することが必要となっている。

そこで、中国四国産業保安監督部、中国四国産業保安監督部四国支部、九州産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所（以下「4監督部等」という。）では、PCB特措法上の義務履行に向け、遅くとも平成29年11月末までにJESCOに対する手続に着手するよう、高濃度PCB含有電気工作物の設置者（当該電気工作物の廃止後は、廃変圧器等の所有者となる）に対して働きかけを行った。

具体的には、平成29年6月末までに4監督部等に提出された高濃度PCB含有電気工作物管理状況届出書をとりまとめ、未提出の設置者に対して督促するとともに、高濃度PCB含有電気工作物設置者のうち、既にJESCOとの処理契約の実績がある等計画的に処理を進めている者以外の者に対して、遅くとも平成29年11月末までにJESCOに対する手続に着手するよう、通知等により幾度と働きかけを行った。併せて、4監督部等の窓口、電気安全セミナーや電気主任技術者会議等においても周知を行った。

(2) 管理状況届出の内容に応じた指導

PCB特措法上の義務履行のためには、現在使用されている高濃度PCB含有電気工作物が法令の期限までに廃止されることが前提となる。そこで、4監督部等において、平成29年6月末までに提出された高濃度PCB含有電気工作物管理状況届出書に記載の廃止予定年月等が、法令の期限までに廃止されるものとなっているかどうかを確認した。

確認の結果、法令の期限を過ぎた年月を記入している場合や廃止予定年月が不明なものにあつては、期限までに廃止を行う計画に変更するよう、指導を実施した。また、既にJESCO

¹ 変圧器、コンデンサーその他の電気使用機械器具（蛍光灯用安定器、水銀灯用安定器及びナトリウム灯用安定器を除くものとし、環境省令で定める基準に該当するものに限る。）が廃棄物となったもの及びこれらの保管容器が廃棄物となったもの

との処理契約の実績がある等計画的に処理を進めている者である場合には、JESCOとの特例期間適用の処分契約書の写し（又は特例処分期限日までに処分委託することを約する書類の写し）を添付するよう指導を行った。（届出実績 1 件）

また、高濃度 PCB 含有電気工作物の設置等届出が行われているにもかかわらず、管理状況届出書が提出されていない設置者に対しては、都道府県市や地方環境事務所と連携し、電気事業法届出情報と自治体保有情報の突合等により確認するとともに、口頭や通知等による指導を実施し、必要な手続きを行わせた。

（3）設置者への指導等に係る都道府県市、地方環境事務所、JESCOとの連携

4 監督部等は、電気関係報告規則に基づく PCB 含有電気工作物廃止届出を窓口にて受け付けた際は、設置者に対して、PCB 特措法に基づき、次年度 4～6 月に PCB 廃棄物等の保管及び処分状況等届出を都道府県市へ提出するようアドバイスを行うとともに、廃止した高濃度 PCB 含有電気工作物について JESCO への機器登録が完了していない場合にあっては、早期に JESCO へ機器登録を行うようアドバイスを行った。

また、電気関係報告規則に基づく PCB 含有電気工作物設置等届出のない事業場において PCB 含有電気工作物が使用されていることについて、都道府県市や地方環境事務所から情報提供があった場合には、口頭指導、立入調査又は立入検査等により設置者に対し、速やかに適切な手続及び計画的な処理を実施するよう指導を行った。

（4）高濃度 PCB 含有電気工作物の廃止に係る指導

北九州事業対象地域における高濃度 PCB 含有電気工作物の廃止及び廃棄の期限（一年延長の特例期間の場合を除く。）が平成 30 年 3 月 31 日であることを踏まえ、4 監督部等において早期に廃止するよう指導を行った結果、多くの事業場が廃止に向けて進んだが、一部、連絡の取れない事業場に対しては、都道府県市や地方環境事務所とも連携して、粘り強く接触を試みるなど、徹底した指導を実施した。

また、4 監督部等において設置者に対する口頭指導に加え、立入検査を実施した。（立入検査実績 70 件）必要な指導を幾度となく実施しても指導に従わない設置者に対しては、技術基準適合命令の発出の準備に取りかかっている。

2. 掘り起こし調査及びその効果について

電気事業法に基づく年次点検等の機会を活用した掘り起こし調査については、第 21 回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会の資料 2-3-2「今後の PCB 廃棄物処理の進捗状況の把握方策（案）」の 1 の（2）において、以下のとおり報告を行っていたところである。

(2) 高濃度 PCB 含有電気工作物に対する掘り起こし調査の進捗管理

電気事業法の電気工作物に該当する高濃度 PCB 含有電気工作物については、同法に基づく届出が義務付けられており、未届けの電気工作物の実態把握に向けて、報告徴収、立入検査等同法の枠組みを最大限活用し、事業者に対する指導を徹底する。

特に、高濃度 PCB 含有電気工作物の所有の蓋然性が高い自家用電気工作物設置者については、電気事業法の保安規程で定めた点検を行うこととなっていることから、年次点検等の機会を活用して行った掘り起こし調査の進捗状況も把握することとする。

当該進捗管理は、経済産業省がサンプル調査を行い、結果を取りまとめる。

<進捗把握指標>

- 電気事業法に基づく年次点検の機会を活用した掘り起こし調査の進捗率

$$= (\text{年次点検等を活用した掘り起こし調査を実施した事業場数}) / (\text{都道府県ごとの自家用電気工作物設置事業場数})$$

(注) サンプル調査による。

同報告におけるサンプル調査については、平成 28 年 12 月より、電気保安関係者の協力を得て、定点観測を開始している。具体的には、都道府県ごとに 20 事業場（電気主任技術者を外部委託している事業場であって、個人委託の 10 事業場及び法人委託の 10 事業場（ただし、沖縄県は法人委託の 20 事業場））、全国で計 940 事業場を選定し、年次点検等において電気主任技術者が高濃度 PCB 含有電気工作物の有無の確認を行った件数について、電気保安関係者から四半期ごとにご連絡をいただき、調査の進捗状況を確認していくものである。

その結果、掘り起こし調査を義務づけた平成 28 年 12 月から 1 年の間に、全てのサンプル事業場において高濃度 PCB 含有電気工作物の有無の確認が行われたことを確認した。

また、同期間に新たに届出された高濃度 PCB 含有電気工作物に係る設置届の数は裏面のとおりであり、上記掘り起こしが功を奏し相当数の機器が新たに発見されたものと考えられる。

掘り起こし調査の効果については、北九州事業対象地域の自家用電気工作物設置者数（18 万強）に対して、掘り起こしにより 121 件が新たに発見されたことから、設置者数に対する発見率は、0.07%となった。

(別表)

平成28年12月から平成29年11月の間に新たに届出された高濃度PCB含有電気工作物に係る設置届の数（北九州事業対象地域の17県分）（件）

県名	設置届	県名	設置届
鳥取県	9	福岡県	13
島根県	0	佐賀県	2
岡山県	12	長崎県	3
広島県	27	熊本県	15
山口県	9	大分県	3
徳島県	7	宮崎県	4
香川県	8	鹿児島県	0
愛媛県	7	沖縄県	0
高知県	2		
		合計	121

高濃度PCB含有電気工作物に対する掘り起こし調査の進捗状況

